

11月定例教育委員会議事録

1 日 時 平成29年11月21日(火) 午前10時00分から午前10時40分

2 場 所 宗像市役所 本館3階 301会議室

3 出席委員 委員 宮 司 葉 子
委員 白 石 喜久美
委員 石 丸 哲 史
委員 釜 瀬 計
教 育 長 遠 矢 修

4 その他の出席者 教育子ども部長瀧口健治、教育子ども部子どもグローバル人材育成担当部長塔野賢一、市民協働環境部文化スポーツ担当部長兼文化スポーツ課長磯部輝美、教育子ども部主幹指導主事阿部龍彦、教育政策課長の野仁視、教育政策課指導主事守浩一郎、教育政策課指導主事佐々木真理子、教育政策課指導主事毛利拓也、図書課長織戸由美子、郷土文化課長吉原賢治、文化スポーツ課参事古沢昭一、世界遺産登録推進室長徳永淳、郷土文化課主幹兼文化財係長白木英敏、都市計画課長増野静雄、教育政策課政策係長廣渡惠三、教育政策課政策係企画主査吉田宏枝、都市計画課都市計画係主任主事初山隆良

※傍聴 1人

5 (10/24定例) 議事録の承認 (資料1) <<承認>>

(11/10定例) 議事録の承認 (資料2) <<承認>>

6 議案

① 議案第35号 宗像市歴史的風致維持向上計画(案)の策定について(資料3) <<承認>>

【郷土文化課長】 今回、宗像市歴史風致向上計画の策定についてということで、議案を挙げさせて頂いております。提案の理由としましては、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき、本市の歴史的風致の維持向上を図ることに伴い宗像市風致維持向上計画(案)を策定するため、なお、本計画のうち、教育委員会審議案件に該当する第5章「文化財の保存及び活用に関する事項」を議案として提出するものでございます。策定に当たっては、宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例第8条に基づき、市民意見提出手続き(パブリック・コメント)を実施することにしております。前回委員会において概要をご説明しました宗像市歴史的風致維持向上計画につきましては国の三省庁協議を経てほぼ内容が固まっております。修正箇所及び今後のスケジュール等をすべて審議と共にご報告したいと思っております。文化財の保存活用に関する事項を記載しております第5章につきまし

ては前回その概要をご説明しております。記載内容につきましては大きな変更はございませんので詳細のご説明は割愛させていただきます。今回は事前に送付させて頂いております第5章の本文についてご審議をお願いしたいと思っております。国の三省庁協議で出た指摘事項等をご報告し、その後委員の皆さまからのご質問ご意見ご指摘を頂きたいと思っております。

【都市計画課長】 それでは都市計画課からご説明させていただきます。本計画につきまして本市の世界遺産等を生かしたまちづくりを今後進めていくわけですが、その方向性を明らかにするための重要な計画でございまして、本計画の中で設定いたします重点区域この区域内の各種公共事業につきましては国の重点的支援が受けられる仕組みとなっております。この点が本計画の最大のメリットであるというふうに考えております。それではこの計画の詳細につきまして都市計画課の初山の方から説明を致します。

【都市計画課都市計画係初山】 それでは資料の19ページをご覧ください。宗像市歴史的風致維持向上計画策定スケジュールという資料になっております。前回の教育委員会から追加でご説明したいところが表の中ほど国、三省庁協議と書かれているところの6回目、先日11月16日に三省庁協議が実施されました。その中でこれからご審議いただきたい第5章「文化財の保存及び活用に関する事項」につきましては、国からの指摘修正等は全くありませんでした。ですので、本日のこの教育委員会でご審議ご指摘等いただきましてそれを反映したのち、11月29日から予定しておりますパブリック・コメントに向けて進めていきたいと考えております。本日は第5章、資料で言いますと23ページから「文化財の保存及び活用に関する事項」につきましてご意見等いただきたいと考えております。

【遠矢教育長】 それでは担当課の方から説明が終わりましたけれども23ページ以降、第5章の「文化財の保存及び活用に関する事項」についてご意見ご質問等があれば、お願いいたします。なかなか意見が出ませんが、重点区域と重点区域以外の差についてもう少し説明してください。

【都市計画課都市計画係初山】 重点区域と重点区域外の説明ということですが、資料の22ページをご覧ください。こちら左側に宗像市の地図を掲載していますが、宗像大社辺津宮、鎮国寺この辺りを中心としたところを色塗りしております。まさにこのエリアが重点区域ということになるのですが、この重点区域設定の要件といたしましては国指定の重要文化財又は史跡、名勝、天然記念物に要される土地ということが必要になってきます。その重要建造物などにまつわる活動も必ずないといけません。本市におきましては宗像大社辺津宮、中津宮、沖津宮この辺りが国指定の重要文化財となっております。したがってこのエリアを中心に、重点区域を設定するということになるのですが、これも国との協議の中で宗像大社辺津宮、沖津宮、中津宮周辺の遙拝等の活動がございましてその活動を鑑みましてこのエリアを設定したということになるのですが、それ以外の例えば八所宮、赤間宿の辺りは重点区域ではありません。ですがこの宗像市歴史的風致維持向上計画の中における宗像市が後世に残していきたいとする歴史的風致というものにはもちろん八所宮や赤間宿というのは記載をしておるところです。具体的に申しますと、重点区域になりますと先程もお話ししましたが国からの手厚い支援がある。具体的には国交省の補助金であります保守再生整備計画事業というものがあるのですが、事業費の45%の国費率が認められる。この重点区域内に関してはそのような手厚い支援が受けられることになっております。我々としましてはこの重点区域というものは大きく取りたいと思うのです

が、先程もお話しいたしましたけれども重要建造物とそれにまつわる活動というものがないと広くエリア設定することができないといったところから、このような重点区域の設定になっております。ですので、違いといたしましては重点区域は国費が手厚く受けられるといったところが一番大きいところです。以上になります。

【遠矢 教育長】 重点区域以外は補助がないということですか。

【都市計画課長】 歴史的維持向上計画に関する支援というのはないということですか。

【遠矢 教育長】 重点区域は国の重要文化財ということと合わせて市民の長い間の活動が無いと認定できないということですかね。

【都市計画課長】 はい。

【石丸 委員】 この風致の維持向上というところの向上という意味なのですが、私は防犯機能や防災機能を向上させるという意味での向上かと思っておりましたが、第5章を見ますと文化財の積極的な活用によってより風致が向上するというような意味合いで取ってもいいということですか。

【郷土文化課主幹兼文化財係長】 はい。委員のおっしゃるとおりです。ハードだけではなくソフトの面でも向上させる。人の活動も向上させるということでございます。

【釜瀬 委員】 この風致維持向上というのは宗像に住む人間として大事なことだと思います。より一層宗像の建造物それから催し物等を県内外にお知らせするというか、沖ノ島が世界遺産になったことを契機に宗像はこんな素晴らしいところだということ再認識して、保存や活用を行っていくいい機会だと思いますので是非推進してほしいと思います。

【遠矢 教育長】 確かにこれから世界遺産になった後の保存であったり活用であったりをしていくためには、何らかの財政的な裏打ちと、負担をどうしていくのかということもありますから、こういったところも国の方に認めて頂いてそういったのが出ればより良い保存管理ができるんじゃないかというふうに思います。では、内容等については前回の教育委員会の時に概要等についてはお話しさせていただいたので内容についてはご理解ご承知いただけたのではないかなというふうに思います。

【遠矢 教育長】 その他何か質問等ございますか。

【各 委 員】 特にありません。

【遠矢 教育長】 議案第議案第35号について承認いただける方は挙手をお願いします。

【各 委 員】 はい。(挙手)

【遠矢 教育長】 全員賛成で議案第35号は承認されました。

② 議案第36号 宗像市いじめ防止対策推進委員会委員の選任(案)について(資料4)

〈承認〉

【教育政策課長】 提案理由でございます。資料の29ページをお願いいたします。いじめ防止対策推進法第14条第3項及び第28条第1項並びに宗像市附属機関設置条例第2条の規定に基づきまして、委員の任期満了に伴う後任委員の委嘱をするものでございます。30ページをお願いいたします。委員の名簿をつけております。現在5名中3名が再任、2名が新任でございます。新任の先生は区分3の心理又は福祉に関する知識を有する者の区分から臨床心理士の星出智絵先生、それから区分4教育に関する知識を有する者から福教大の教授でいらっ

しゃいます金子辰美先生に新たに委嘱するということになっております。任期は平成29年12月1日から平成31年11月30日までの2年間でございます。以上です。

【遠矢教育長】 事務局の方から説明がありました。これについて何かご質問等があればお願いいたします。

【宮司委員】 この委員会は8人以内の委員ということで記載されているのですけれども、5番のその他教育委員会が必要と認める者というところは前の任期もいなかったのですか。

【教育政策課長】 はい。前任期についてもいません。

【宮司委員】 この5番が選任される時というのはどういう時ですか。

【教育政策課長】 主な組織の活動といたしまして、いじめ防止等に関する調査研究とか、市教への提言ですとか実際にいじめが起きた時、重大事態になった時の調査機関となる場合がございます。実際にそういった場合に必要とあれば新たに職を付すというような形になるかと思えます。

【宮司委員】 では最初からではなく、必要とした時に加えるということですか。

【教育政策課長】 そうです。

【石丸委員】 先程の宮司委員の質問に関連して、8名以内としながらも5名で構成して何かあった時に加えるということですね。その場合は臨時委員といった形になるのですか。それとも、その時点から任期が始まり平成31年11月30日までということになるのでしょうか。

【教育政策課長】 その時点から任期が始まり、任期の終わりは他の委員と一緒にになります。

【遠矢教育長】 その他何か質問等ございますか。

【各委員】 特にありません。

【遠矢教育長】 議案第36号について承認いただける方は挙手をお願いします。

【各委員】 はい。(挙手)

【遠矢教育長】 全員賛成で議案第36号は承認されました。

③ 議案第37号 宗像市いじめ問題対策連絡協議会委員の選任(案)について(資料5)

《承認》

【教育政策課長】 本件の提案理由でございます。いじめ防止対策推進法第14条第1項及び宗像市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱第3条の規定に基づきまして、委員の任期満了に伴う後任の委員を委嘱するものでございます。34ページに委員名簿を記載しております。委員10名中8名が再任、2名が新任ということになります。新任といたしましては、区分3の関係行政機関の職員、宗像警察署のスクールサポーターですけれども家永英明さん、それから同じく区分3の宗像児童相談所の課長でいらっしゃいます家永志おりさんが新任となります。任期は平成29年12月1日から平成31年11月30日ということになります。以上です。

【遠矢教育長】 はい。ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。これについて何かご質問等があればお願いいたします。新任はスクールサポーターの方であったり、児相の課長さんが交代したからということですか。

【教育政策課長】 はい。そういうことでございます。

【遠矢教育長】 その他何か質問等ございますか。

【各 委 員】 特にありません。

【遠 矢 教 育 長】 議案第議案第37号について承認いただける方は挙手をお願いします。

【各 委 員】 はい。(挙手)

【遠 矢 教 育 長】 全員賛成で議案第37号は承認されました。

7 報告

【教育子ども部】

<図書課>

- 1 第12回市図書館を使った調べる学習コンクール報告について(資料6)

<教育政策課>

- 1 10月学校の日について(資料7)
- 2 行政報告(資料8)
- 3 後援報告(資料9)

【遠 矢 教 育 長】 次回開催予定日は、平成29年12月19日火曜日の午前10時から301会議室にて開催します。

平成 29 年 12 月 19 日

遠矢 修

釜瀬 計

